ト　社内管理システム等の効率化

営業力の強化による新規顧客の獲得及び既存顧客への付加価値向上のために、営業支援システム、顧客管理システム、経営管理システム、需要動向等のデータを分析するシステムその他の情報システムを活用する。

また、財務、会計、人事、給与管理等に、一般に販売されている業務用ソフトウェア又はクラウドサービス等の標準的なシステムを導入することにより、管理部門の業務の効率化を推進する。

なお、不正なアクセス等による情報漏えい対策等を講ずるよう留意する。

チ　収益モデルの改善

エンドユーザに対する料金体系の変更や収益源の多様化（コンテンツ収入、広告収入等）により、収益モデルの改善を図る。

リ　財務分析・マネジメントの強化

サービス戦略、技術戦略、エリア展開戦略、人材計画などを含む経営計画を策定する。

売上高増加率、営業利益率、一人当たり営業利益、ＥＢＩＴＤＡ、有利子負債倍率、営業運転資本回転期間、自己資本比率などの数値のうち、事業内容の特性を踏まえて、経営力把握に有用な財務情報の数値を把握し、適切な目標を設定し、経営管理を行う。

ヌ　営業活動の強化

営業活動やサービス提供を通じて得られた顧客の情報・要望等を企画等へ反映し、顧客にとって、より付加価値の高いサービスの創出・向上を図る。例えば、他分野の事業者等と、情報発信者と情報源の関係性を超えた事業連携を図り、互いのリソースを組み合わせることで、新たな営業機会を創出する。

また、サービスコンセプトやブランド戦略を明確化するとともに、市場における需要動向・競合状況を収集・分析し、得られた情報を営業活動等において活用する。

法人顧客との関係を強化し、取引の継続・拡大を目指す。

ル　人材の確保・育成・定着等

最新の技術やサービス動向等を踏まえ、自社の強み及び経営環境に応じて顧客にとってより付加価値の高いサービスの創出・向上を図ることができる人材を確保・育成する。人材の確保・育成のための教育・研修計画を立案することも有効である。

小規模事業者については、一人で複数の業務を担っている従業員も多く、状況に応じて柔軟に多様な業務に対応することができる人材の確保・育成が重要である点に留意する。

また、自社で研修を実施することが難しい事業者については、公共機関、事業者団体等が主催する研修会等を積極的に活用する。

さらに、労働環境や人事・労務管理を改善し、従業者の定着率を高めるとともに、地域の人材、女性や高齢者を活用する。

二　規模別の整理

小規模（常時使用する従業員の数が20人以下）	一イからトまでに掲げる事項のうち１項目以上 一チからルまでに掲げる事項のうち１項目以上 合計２項目以上
上記以外	一イからトまでに掲げる事項のうち１項目以上 一チからルまでに掲げる事項のうち１項目以上 合計３項目以上

第３　経営力向上の実施方法に関する事項

１　計画期間

計画期間は３年間ないし５年間とする。

２　経営指標

計画策定に当たり、事業者が目標とすべき指標は、次のいずれかとする。

一　労働生産性

労働生産性㈱について、原則として、５年間の計画の場合、計画期間である５年後までの目標伸び率が２％以上、４年間の場合は１．５％以上、３年間の場合は１％以上の目標を求める。

ただし、電気通信分野では、ＭＶＮＯ制度やＦＶＮＯ制度を活用し、自らの電気通信回線設備による事業展開から他者の電気通信回線設備を活用した事業展開に移行することにより経営力の強化を図る事業者が想定されるなど、必ずしも減価償却費を分子に含めた「労働生産性」で評価することが適切とは限らないと考えられることから、分子から減価償却費を除外した方法で計算する「労働生産性」でもよいこととするなど、事業内容・計画を踏まえ柔軟に認めることができることとする。

また、経営指標の数値についても、事業内容又は事業規模等を勘案して弾力的に目標を設定することを認めることができることとする。

なお、地域の中核的な企業を中心とした取組に係る申請その他のグループによる申請については、グループ全体としての経営指標又は参加者個々の経営指標のいずれでも用いることができることとする。

㈱　労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間）で除したものとする。

二　売上高経常利益率

売上高経常利益率について、５年間の計画の場合、計画期間である５年後までの目標伸び率が５％以上のものを求める。計画期間が４年間の場合は４％以上の目標を、３年間の場合は３％以上の目標を求める。ただし、事業規模等を勘案して弾力的に目標を設定することを認めることができることとする。

三　ＩＰｖ６への対応

事業者が提供するサービスについて、ＩＰｖ６未対応のものがある場合、計画期間の終了時までに全てのサービスがＩＰｖ６に対応する目標であることを求める。

第４　経営力向上の促進に当たって国が配慮すべき事項

１　雇用への配慮

国は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

２　計画進捗状況の把握の推奨

国は、経営力向上計画の進捗状況を事業者自ら定期的に把握することを推奨する。

３　外部専門家の活用

国は、経営力向上計画の認定、計画進捗状況の調査及び指導・助言に際しては、その事業内容及び経営目標が適切か否かを判断するに当たって、必要に応じて認定事業分野別経営力向上推進機関及び認定経営革新等支援機関その他の専門家の知見を活用する。

４　信頼性のある計算書類等の作成及び活用の推奨

国は、中小企業に会計の定着を図り、会計の活用を通じた経営力の向上を図ることに加え、中小企業が作成する計算書類等の信頼性を確保して、資金調達力を向上させ、中小企業の財務経営力の強化を図ることが、経営力向上の促進のために重要であるとの観点から、中小企業に対し、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用を推奨する。